

ディープリサーチ・チャイナ・ファンド(愛称:翡翠探訪)

投資信託協会商品分類：追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

当ファンドは、投資信託証券(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託または外国投資信託の受益証券をいいます。)への投資を通じて、大中華経済圏の株式*およびわが国の公社債への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

*「大中華経済圏の株式」とは、大中華経済圏(中国、香港、台湾、シンガポール等)の株式市場において公開されている株式であり、かつ、大中華経済圏において大半の資産を保有するか、大半の収益を得ているか、または事業を行っている企業の株式のことをいいます。

<当ファンドの仕組み>



主な投資対象およびその資産配分は、原則として以下のとおりとします。

投資対象ファンド	基本投資配分
アイルランド籍会社型外国投資信託 「Value Partners Ireland Fund Plc -Value Partners Classic Equity Fund」(米ドル建て)	90%以上
ユニテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)	10%未満

- ・ 投資信託証券への投資を通じて主に「大中華経済圏の株式」およびわが国の公社債に投資いたします。
- ・ 外国籍投資信託(「Value Partners Ireland Fund Plc -Value Partners Classic Equity Fund」)の運用は、徹底した現地調査に基づき、市場が注目する前に割安な銘柄を発掘し投資する運用を得意とするバリュー・パートナーズ・グループのバリュー・パートナーズ・ホンコン・リミテッド(Value Partners Hong Kong Limited)が行います。
- ・ ただし、資金動向および市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

- 当資料は金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 「ディープリサーチ・チャイナ・ファンド」の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力が生じております。
- 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、受益者に帰属します。

ディープリサーチ・チャイナ・ファンド(愛称:翡翠探訪)

投資信託協会商品分類：追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

<ファンドが投資する投資信託証券の概要>

アイルランド籍会社型外国投資信託
「Value Partners Ireland Fund Plc -Value Partners
Classic Equity Fund」(米ドル建て)

(1) 基本方針

この投資信託は、大中華経済圏(香港、中国、台湾、シンガポール等)の株式にバリュー投資手法を用いて分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

(2) 投資対象

この投資信託は、大中華経済圏の株式市場において公開されている株式であり、かつ、大中華経済圏において大半の資産を保有するか、大半の収益を得ているか、または事業を行っている企業の株式を主要投資対象とします。

ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)

(1) 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。

(2) 投資対象

この投資信託は、主としてわが国の債券に投資を行う「ユナイテッド日本債券マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、内外の株式および債券等に直接投資することがあります。

2. 主要投資対象

以下の投資信託証券に投資します。

- (A) アイルランド籍会社型外国投資信託
「Value Partners Ireland Fund Plc -Value Partners Classic Equity Fund」(米ドル建て)
- (B) ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)

3. 主な投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券および短期金融商品以外には投資をいたしません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4. ベンチマーク

当ファンドについてはベンチマークはありません。
参考指数には、ハンセン指数(円ベース)を用いています。

5. 信託設定日

2006年10月31日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは、やむを得ない事情が発生したときは、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8. 決算日

毎年2月25日および8月25日(休業日の場合は翌営業日)

- 当資料は金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 「ディープリサーチ・チャイナ・ファンド」の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力が生じております。
- 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、受益者に帰属します。

ディープリサーチ・チャイナ・ファンド(愛称:翡翠探訪)

投資信託協会商品分類：追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

9. 信託報酬

ファンドが負担する実質的な信託報酬率（概算）は、信託財産の純資産総額に対して年2.547%（税抜2.447%）±0.2%（概算）です。

※ファンドが投資する投資信託証券の信託報酬も含まれます。なお、実質的な信託報酬率（概算）の内訳は、以下の通りとなります。

信託報酬率(年率)＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	1.3284%(税抜1.23%)
投資対象とする投資信託証券	1.2186%(税抜1.217%)程度※
実質的負担	2.547%(税抜2.447%)程度

(注) 投資信託証券の報酬率は、ファンドが投資している投資信託証券の信託報酬率を、基本資産配分比率で加重平均して計算した概算値です。ただし、この値はあくまで目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によって±0.2%程度変動しますので、受益者が負担する実質的な信託報酬も変動します。

10. 信託報酬以外のコスト

- ファンドに関する有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および外国での資産の保管等に要する諸費用等ならびに監査費用、印刷費用、郵送費用等の信託事務の処理等に要する諸費用を信託財産でご負担いただきます。

※ これらの費用等は、運用状況等により変動するため、料率、上限率等をあらかじめ表示することが出来ません。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁します。

- 投資対象である「Value Partners Ireland Fund Plc -Value Partners Classic Equity Fund」においては、信託報酬のほか、1年毎の基準価額の高値更新分に対して15.0%の実績報酬がかかります。

11. お申込み単位

1円以上1円単位

12. お申込み価額

お申込み受付日の翌営業日の基準価額

13. お申込み手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご解約受付日の翌営業日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

毎決算時に分配対象収益の中から、信託約款に定める「運用の基本方針」内の「収益分配方針」に基づいて分配を行います。ただし、必ず分配を行うものではありません。

17. 申込不可日

- ・ 香港もしくはダブリンの銀行の休業日
 - ・ 香港の取引所の休業日
- また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせ下さい。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

- 当資料は金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 「ディープリサーチ・チャイナ・ファンド」の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力が生じております。
- 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、受益者に帰属します。

ディープリサーチ・チャイナ・ファンド(愛称:翡翠探訪)

投資信託協会商品分類：追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者の皆様の投資元本が保証されているものでなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益は全て受益者の皆様に帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構による保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額 × 保有口数

注：解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22. 委託会社

ファイブスター投信投資顧問株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23. 受託会社

野村信託銀行株式会社
(信託財産の管理業務等を行います。)

24. 基準価額の主な変動要因等

＜有価証券等の価格変動リスク＞

当ファンドが投資する投資信託証券は株式、債券など値動きのある有価証券を組入れておりますので当ファンドの基準価額は、当該投資信託証券が組入れる株式、債券等の価格変動の影響を受けます。株式、債券等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式等の発行企業の経営状況等の変化により、下落することがあります。

＜金利変動リスク＞

債券を組入れますので、金利変動の影響を受けます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している債券の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する債券の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、残存期間の長い債券の方が短い債券より金利の変化率が高い傾向にあります。なお、当ファンドが投資対象とする債券のうち、信用度の低い低格付けの債券の価格は、一般的に金利変動より発行体の財務内容や信用状況の影響をより大きく受ける傾向があります。

＜為替変動リスク＞

投資信託証券を通じて外貨建資産に投資しておりますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、当ファンドは原則として為替ヘッジは行いません。

- 当資料は金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 「ディープリサーチ・チャイナ・ファンド」の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力が生じております。
- 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、受益者に帰属します。

ディープリサーチ・チャイナ・ファンド(愛称:翡翠探訪)

投資信託協会商品分類：追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

24. 基準価額の主な変動要因等

＜流動性リスク＞

組入有価証券を売却あるいは取得しようとする際に、市場規模や市場動向によっては、組入有価証券が当初期待される価格で売却できず、基準価額が下落することがあります。特に、当ファンドが投資する外国籍投資信託証券の投資対象市場には新興市場が含まれています。かかる新興市場の市場規模や取引量は成熟市場に比べて低い水準にあり、流動性の低さから投資有価証券ひいては基準価額の変動性が大きくなる可能性があります。また、市場の流動性の低さは投資有価証券の処分価格または処分の容易性に悪影響を及ぼすことがあります。

＜信用リスク＞

有価証券の発行体において、経営不振、その他の理由により債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合等には、当該発行体が発行する有価証券の価格は大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

＜カントリーリスク＞

外貨建資産に投資する場合、その国の政治、経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。特に、当ファンドが投資する外国籍投資信託証券の投資対象市場には新興市場が含まれています。新興市場では、法制・司法・当局による規制等が未だ整備途上の場合があり、当ファンドが投資する外国籍投資信託証券の投資・管理・運用に対する法令の適用や裁判機関・監督官庁の対応も不透明である可能性があります。かかる不透明さが投資先の外国籍投資信託証券、ひいては当ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

＜解約による資金流出に伴うリスク＞

一部解約金の支払資金を手当てするために、ファンドの組入有価証券等を大量に売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、当初期待される価格で売却できないことがあり、当該取引によりファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、ファンド・オブ・ファンズ方式による運用は、ファンドが投資する投資信託証券の資金動向によって、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

(ご注意) 以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

- 当資料は金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 「ディープリサーチ・チャイナ・ファンド」の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力が生じております。
- 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、受益者に帰属します。